

【令和3年度琴浦町文化芸術振興補助金募集要項】

1 目的 標記補助金の募集を同一の機会に行い、申請手続きを公平に行う。
補助金概要は別紙のとおり。

2 募集期間 令和3年6月11日（金）～7月2日（木）〔必着〕

3 募集事業 令和3年8月～令和4年3月末に行われる補助対象事業

4 募集件数 2件程度（応募可能件数は各団体1件とする。）

5 応募方法

下記必要書類の問合せ先への直接提出をもって応募するものとする。なお、申請時に連絡先についても問い合わせ先に伝える必要があるとともに、企画書等下記以外にも必要書類の提出を求める場合があるので、その際には求めに応じて提出するものとする。

【必要書類】各書式は町ホームページからダウンロード可能

・補助金等交付申請書 ・事業計画書 ・収支予算書

6 審査

募集期間締切後に審査を行い、補助対象事業を決定する。審査要件は下記のとおり。

①審査項目（審査におけるポイント）

区 分	審査項目	備考
(1) 発表鑑賞補助	・舞台芸術鑑賞活動については、広く参加を呼びかける活動となっているか。 ・公演、展覧会、出版等については意欲的・創造的で町民の関心を引くものであるか。	
(2) 指導者等招聘補助	本補助事業を通じて、団体指導者後継者の養成が確実に行われる見込みがあるかどうか。	
(1)・(2) 共通	・町民の文化芸術振興につながる活動であるか。 ・団体事務局運営が民間運営〔町民による自主的な運営〕であるか。（行政機関等の運営支援度が高い場合は優先度が低くなる。） ・従来から行われている活動の場合、本補助金交付による改善点は何か（従来事業の単なる経費充当は対象とみなしにくい）	

②審査結果伝達 7月下旬に文書にて応募団体に通知する。

7 再募集

本募集において、補助対象相当活動が2件に満たない場合には再募集を行うことがある。再募集については、町行政放送・ホームページにより告知する。

8 問合せ先 琴浦町教育委員会事務局社会教育課学芸文化係
電 話 0858-52-1161 ファクシミリ 0858-52-1122

琴浦町文化芸術振興補助金概要

- 1 補助目的** 自主的な文化芸術活動の促進を図り、地域に根ざした創造的な文化芸術の振興と心豊かな町民生活の形成に寄与する。

2 補助対象事業と補助額

事業区分	補助対象となる活動	補助率・補助額
(1) 発表鑑賞補助	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術団体などが主催して広く町民を対象として行う、舞台芸術鑑賞のための活動。ただし、同内容の事業の開始から5回目までの活動に限る。（文化芸術団体などが主催者と出演者を兼ねる場合を含む。） ・10年単位を記念して行う公演、展覧会、出版などの文化芸術の発表活動で、意欲的で創造的なもの。 	補助対象経費の2分の1。最大20万円（1,000円未満切捨て）
(2) 指導者等招聘補助	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術団体が、技術の向上や郷土文化の研究のために指導者を招聘して団体指導者後継者育成に取り組む活動 	補助対象経費の2分の1。最大20万円（1,000円未満切捨て）

3 補助対象団体・経費、補助対象外事業

項目	説明	備考
補助対象団体	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に主たる事務所又は活動の拠点を有し、団体構成員の過半が町民と認められること ・団体規約を有し、代表者の氏名・住所が明らかであること ・明確な会計処理がなされること ・事業実績があるか、実施が確実と見込まれること 	左記全要件を満たすこと
補助対象経費	会場借上料、出演料・出品料、業務委託費、会場設営・撤去費、看板制作費、ポスター・チラシ・入場整理券印刷費、指導者謝金、その他補助事業の実施に必要と認められる経費	収入金を生ずる場合、補助対象経費から控除する。
補助対象外事業	<ul style="list-style-type: none"> ・営利を目的とする事業 ・特定の政治団体、宗教団体又は営利団体の宣伝を目的とする事業 ・自己財源のない活動事業 ・国又は県からの補助を受けている事業 	

- 4 留意事項** 補助応募の際には、補助金等交付要綱を確認の上、申請書を作成すること。